

高原川漁業協同組合 岐阜県内共第 39 号及び第 40 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第 39 号及び内共第 40 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、うぐい、うなぎ、かじか、よしのぼり、あじめどじょうをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項または第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄の区域において、イ欄の期間で、ウ欄の魚種については、疑似餌釣り(ルアー・フライ・テンカラ)でカエシのない(バーブレス)シングルフック 1 本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。この場合においては、採捕したウ欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
蒲田川道観松砂防堰堤上流端から下流、たから流路工第5床固工下流端までの区域	3月1日午前5時から9月9日まで	やまめ、いわな、にじます

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示して行うものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣をいう。)に限るものとする。次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。ただし、手釣り・竿釣りの補助漁具として使用する玉網については制限しない。

漁具、漁法		規模
手釣 竿釣	あゆ、にじます、 いわな、やまめ	釣竿 1 本
(コロコロ釣を除く)	その他の魚種	釣竿 3 本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から10月25日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、餌釣・毛鉤釣については8月20日からとする
いわな やまめ にじます	3月1日午前5時から9月9日まで
うぐい	3月1日午前5時から3月31日まで及び6月1日から10月25日まで
こい うなぎ	3月1日午前5時から10月25日まで
よしのぼり かじか あじめどじょう	6月1日から10月25日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
高原川東町発電所堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流50メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
蒲田川旧中尾橋上流端から上流100メートル、下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
高原川六郎取水堰堤下流端から下流30メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょう
双六川双六川ダム上流端から上流全域	1月1日から12月31日まで	全魚種
高原川岩井戸取水堰堤下流端から下流50mまでの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川今見取水堰堤下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
白水谷床固め工上流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川藤波橋上流端から下流西里橋下流端までの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
双六川支流の深洞谷全域	1月1日から12月31日まで	全魚種

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
いwana	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

2 魚類の卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁 具	遊 漁 料		現場加算金
	漁 法	日 釣	年 釣	
あゆ	竿 釣	円	円	円
	手 釣	3,000	25,000	3,000
雑魚	竿 釣	円	円	円
	手 釣	1,500	7,000	1,500

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を提示し遊漁料減免申請書を提出しなければならない。減免は、組合事務所または組合が減免事務を委託した遊漁証取扱所に限り受けることができる。

区 分	遊 漁 料			
	あ ゆ		雑 魚	
	日釣	年釣	日釣	年釣
中学生以下	無料	無料	無料	無料
高校生	あゆ・雑魚の共同年釣 3,000 円			
心身障害者(身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者)	1,500 円	6,000 円	750 円	3,500 円
女性	2,000 円	8,000 円	1,000 円	4,700 円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には

「遊漁証取扱所」の標札または幟旗を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁証承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第2号とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

遊 漁 承 認 証

様式第1号の(1) 日釣証 (第9条関係)

表

遊漁承認証 No. 下記の通り遊漁を承認します 魚 種 日 釣 券 遊漁料 ¥○○○○ 承認日 年 月 日 漁具・漁法 竿釣 手釣 遊漁区域 禁漁区を除く全区域 発行者 <p style="text-align: right;">印</p> 高原川漁業協同組合
--

裏

<p style="text-align: center;">○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付し、遊漁承認証を携帯しなければなりません。 ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。 ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持する視点で放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前に御相談ください。 ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協事務所(電話番号 0578-82-2115)まで御一報下さい。 ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。 ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

様式第1号の(2) 年釣証 (第9条関係)

(1)本証を他人に付与した場合無効となります。 (2)本証を紛失の場合は再発行しません。 (3)遊漁をするときは必ず着用して下さい。 (4)遊漁規則違反者は以後の遊漁を禁止します。	<h2 style="margin: 0;">高原川漁業協同組合</h2> <p style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">平 魚 成 ○ 種</p> <h2 style="margin: 0;">(年) 遊 漁 証</h2> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;">年齢</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	住所	年齢	氏名		<p style="font-size: 0.8em;">○ダム放流のサイレンが鳴ったら安全な所へ! ○釣竿には電気が流れます感電に気をつけましょう ○空缶等ゴミは自分で持ち帰りましょう。</p> <p style="text-align: center;">(腕章)</p>
住所	年齢					
氏名						

様式第2号 (第9条関係)

高原川漁業協同組合 高原川漁協 年券/日券 魚種名 有効期間 ○○○○年 ○○月○○日

漁 場 監 視 員 証

様式第3号（第11条関係）

表

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所

氏 名

生年月日

有効期間

発行者 高原川漁業協同組合 印

裏

注意事項

1. 密漁者の取締
2. 違反漁具の取締
3. 漁場監視の際は必ず携行すること
4. 本証は、他人に付与してはならない
5. 公正な態度で漁場監視を行うこと
6. 遊漁者との応接はていねいにし、遊漁の妨げにならぬよう気をつけること